

# 昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例（案）について

## 1 条例概要

本条例は、昭和天皇の崩御に伴い、公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 廃止理由

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例第3条で引用する条にずれが生じることから、本条例の一部改正を検討しましたが、本条例の対象が、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた職員、及び地方自治法第243条の2の2の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものであり、今後、対象となる職員や債務が発生することはなく、所期の目的を達成したと判断できることから、廃止するものです。

なお、懲戒免除等の対象となった職員は、全て退職しておりますが、条例廃止後も条例に基づく当時の免除が有効であることを明確にするため、経過措置を設けません。

## 3 施行日

公布の日

### <参考>

公務員等の懲戒免除等に関する法律（一部抜粋）

（地方公務員の懲戒免除）

第三条 地方公共団体は、前条に規定する場合においては、条例で定めるところにより、地方公務員で懲戒処分を受けたものに対して将来に向つてその懲戒を免除すること及びまだ懲戒処分を受けていない地方公務員に対して懲戒を行わないことができる。

第四条 略

（会計管理者等の賠償の責任に基く債務の減免）

第五条 地方公共団体は、第二条に規定する場合においては、条例で定めるところにより、会計管理者その他法令の規定に基づいて現金又は物品を保管する地方公共団体の職員の賠償の責任に基く債務を将来に向つて減免することができる。但し、本人の犯罪行為に因る賠償の責任に基く本人の債務については、この限りでない。